

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一・㉠・㉡・㉢・五・六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談、見守りその他援助を行う業務。

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	福岡市内及び近隣市町村
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分が分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	※ 組織体制は下記の通りとなり、下記二部門の事業部が従事します。 ① サブリース業務・・・登録住宅の増加を目的に運営。 ② 賃貸業務・・・要配慮者の個々のニーズに合わせた住居支援。 住宅セーフティーネット事業 総合受付：辻野里奈 事業部連絡：辻野里行 不動産事業部 担当：辻野里行 サブリース業務 賃貸業務 入居支援業務 整備事業部 担当：古賀篤史 住環境整備業務 原状回復業務 遺品整理業務 各事業部内容 ※不動産事業部では高齢者・障害者・生活困窮者・低所得者・子育て世帯を中心に低価格の物件を弊社の①サブリース物件を提供します。②業者間での協力で低家賃のアパート、マンションの賃貸物件を提供します。また、③入居支援業務では希望の間取りや環境等の相談に乗ると共に、入居後の見守りや定期的な訪問、お困り事の相談等、日々の生活の安定・向上のサポート業務等を行います。

	※整備事業部では①住環境整備を実施し、低収入で家具衣類がない入居者に対して低価格で家具・衣類等の商品の提供やレンタル等をおこなったりして、生活の安定を図っていきます。②原状回復業務では退去時と入居時の部屋の状況を確認し入居中に汚してしまった箇所や傷つけた場所などを家賃保証会社での原状回復の保証を使用して修復し、入居前の状況に戻します。③遺品整理業務では、はじめに遺言の有無を確認。仕分け後、処分するものがあつたら親族に相談をし、遺品整理を関係者立会いのもと関連業者と協力して整理し遺族の許に届けます。引取り手(親族等)がいない場合は、売却・寄贈(生活困窮者)・処分のうち、いずれかの方法で整理します。
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	※ 本社：西区姪浜駅南の事業所のみとなります。 そのため、「賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行う業務」については、3名にて従事します。
5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。	※ 定休日：日曜日 ※ 営業時間：午前9時から午後18時
【支援業務の概要に関する事項】	
6. 支援対象者	住宅確保要配慮者 高齢者、障害者、生活困窮者、低所得者、子育て世帯等

7. 業務内容 具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。 要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。	[サブリース業務] 住宅確保要配慮者に対する住宅の提供（登録住宅）数が低いため、登録住宅の増加を目的にした活動を行い、不動産事業者・遺品整理事業者の観点から、物件所有者（家主・不動産）へ要配慮者への住宅提供の不安を解消するための活動を行います。 [賃貸業務] 住宅確保要配慮者の個々の特性や希望を理解した住宅支援をサポートします。 [内覧] 住宅確保要配慮者の住宅を探すにあたり、希望に応じて内覧を実施します。 [遺品整理] 住宅確保要配慮者で身寄りのない方などの死後の残置物撤去の手配（業者への依頼）や死亡時の事務処理
8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	保護課、公営住宅、UR、生活福祉課等と住まい探しが円滑におこなえるよう情報を共有。

8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	生活保護受給者の場合は保護課のケースワーカーさん、天涯孤独の方の場合はえにしの会などの身元引受を行う法人の担当者さん、障害者の場合は障害福祉サービスの方（実際に生活レベルを把握しているホームヘルパーさんやデイサービス職員さん含）などの意見を伺ったり情報を共有したりしながら、円滑な入居の促進に努めています。
9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	支援業務に必要な知識や技術の向上を図るため、外部研修等に年数回参加し、社内で情報共有をしています。 また、入居相談事例や困難事例、入居後の見守り事例、入居者からの相談内容、家賃滞納や生活困窮などの対応など、必要に応じて社内で検討会を行ったり、情報共有を行ったりを適宜しています。
10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。	要配慮者が安心して入居できるよう支援するとともに、入居後も見守りや定期的な訪問・相談を行い、安心して生活を続けられるよう支援します。 必要に応じて専門機関等とも連携し、生活の困り事を一緒に考えながら、必要な支援につなげていきます。 どんなことでも気軽に相談できる関係作りやツールの整備を心掛け、安心して暮らせる環境を整え、生活の安定につなげていきます。